

### Ⅲ 多文化共生のまちづくりの目標と取組みの視点

外国人市民が地域社会の一員として認められ、国籍や言語を問わずすべての人々がお互いの違いを認め合い、尊重しあう多文化共生社会を実現するため、「外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進」と「市民の多文化共生意識の高揚」を目標に、次の視点から取り組みます。

- 1 日本語に不慣れな外国人市民や外国人観光客などの短期滞在者に必要な行政サービスが行き届くよう、やさしい日本語や多言語による生活関連情報の周知と相談体制の整備に努めます。
- 2 外国人市民が地域社会の一員として広島での暮らしに不自由を感じないように、生活支援・行政サービスの適切な提供や教育に関する支援に努めます。
- 3 外国人に対する差別や偏見を解消するために、様々な人権問題や人種差別撤廃条約の学習会の開催など人権意識の高揚を図る教育事業・啓発事業の推進に努めます。
- 4 外国人市民の社会参画の促進や市民の共生意識の高揚を図るために、外国人市民が参加しやすい地域活動や多文化共生に関する事業など市民が相互に交流・理解する機会の提供に努めます。

## IV 多文化共生のまちづくりに向けた今後の取組み

### 1 生活関連情報の周知と相談体制の整備

#### (1) 情報提供と相談

ア 広島市のホームページについて、外国人市民の生活面での必要度や優先順位を内容別に考慮しながら情報の多言語化を進めるとともに、外国人観光客をはじめとする短期滞在者の来訪を促進するための情報の多言語化を図ります。

イ 情報提供手段の多様化に対応し、情報の提供方法・内容を充実します。

ウ 外国人市民のための生活上必携の「生活ガイドブック」を多言語で作成・配布します。

エ 各種印刷物等についても多言語化やひらがなのルビ化を進めるとともに、やさしい日本語による情報の提供を検討します。

オ 関係機関等と連携し、外国人市民の総合相談窓口の充実を図ります。

カ 国際交流ラウンジの周知を図り、3者通話システムの活用促進や情報提供の充実を図ります。

キ 公共機関や学校などへボランティア通訳者を派遣する制度を継続して実施します。

ク 暮らしにかかわる情報提供については、NPO等と連携して、外国人市民のニーズに対応したより効果的な情報提供に努めます。

ケ 外国人観光客をはじめとする短期滞在者が広島での滞在を満足できるよう観光、食、宿泊などの情報提供の充実を図ります。

コ 道路案内、街区表示、施設内外の表示等について、多言語化を進めます。

#### (2) 保健・医療・福祉・年金

ア 各種の保健事業等について多言語での情報提供と周知に努めます。

イ 保健事業や福祉事業において通訳者の派遣などの必要な行政サービスを検討します。

ウ NPO等と連携し、医療通訳制度のあり方について検討します。

エ 各種言語で受診が可能な医療機関に関する情報の提供に努めます。

オ 病院内の案内表示等の多言語化を充実するため医師会等との連携を図ります。

カ 日本年金機構と連携・協力し、公的年金への加入促進のための広報等の充実を図るとともに、多言語での制度案内冊子を作成して制度の周知に努めます。

キ 外国人市民のDV被害者の人権やDVの特性等についての理解を深め、関係機関とも連携しながらDVにかかわる相談等への対応を検討します。

### (3) 防災・救急

ア 119 通報の仕方や防災情報を含んだ案内冊子の充実を図り、外国人観光客をはじめとする短期滞在者、外国人市民、宿泊施設に提供します。

### (4) 住宅・就労

ア 市営住宅の入居について、多言語による広報の充実を図ります。

イ 契約に係る慣行など住宅情報の多言語での提供方法等について関係者との連携を検討します。

ウ 外国人市民の就労を促進するため、就労条件や賃金など労働に係る情報提供について国・県との連携を図ります。

### (5) 教育

ア 外国人市民への就学案内や就学援助制度等の教育関連情報については、情報提供の機会と場所を拡充し、多言語化やひらがなのルビ化に努めます。

イ 図書館等における外国語の新聞、雑誌等の充実を図ります。

ウ 区スポーツセンター等の施設概要（リーフレット）の多言語化を図ります。

## 2 生活支援・行政サービスの提供と教育に関する支援

### (1) 保健・医療・福祉・年金

ア 無年金となっている外国人高齢者・障害者に対する制度改善については、引き続き国へ要望を行います。

イ 国の制度改善が図られるまでは、県とも連携しながら給付金制度の充実について検討し、制度の対象者への周知に努めます。

ウ <sup>\*</sup>緊急医療にかかる未払い医療費の補填措置について、国の施策の動向を踏まえ、県と連携・協力し、検討を進めます。

### (2) 防災・救急

ア 地域やマンションで行われる防災訓練への参加を促進します。

イ 災害時の情報や避難勧告・指示等の伝達手段等に関する有効な施策など、災害時の外国人支援について検討します。

### (3) 就労

ア 公務員採用試験や教員採用試験について受験機会の十分な周知に努めます。

### (4) 教育

ア 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の充実のための指導者の育成・確保に努め、日本の生活文化・習慣等の理解の促進や基礎的・基本的な学習内容の定着に向けた日本語能力の向上を図ります。

イ 外国人学校による園児・児童・生徒の教育活動については、就学支援等のニーズを踏まえて、その対応について検討します。

ウ 外国人児童生徒の不就学・不登校の実態把握に努めるとともに、その対応について検討します。

エ 外国人生徒の進路指導にあたって、相談体制の整備に努めるとともに、指導にあたる教職員の研修の充実にも努めます。また、義務教育課程を修了した児童生徒の高等学校等への進学に必要な日本語能力向上などの支援策について検討します。

オ 国・県とも連携し、外国人学校の卒業資格が進学・就職に有効に扱われるよう支援します。

カ 子どもが母国や外国の言葉、文化を学んだり、外国籍の保護者同士が交流する機会の確保を検討します。

(5) 留学生支援

ア 留学生の居住支援を引続き実施します。

イ 「ひろしま留学生基金」を活用した生活支援を引き続き実施するとともに、留学生への効果的な支援策について検討します。

ウ 生活相談や就職支援セミナーの実施など留学生に対する支援を推進します。

### 3 人権教育・啓発の推進

#### (1) 住宅・就労

ア 国・県とも連携し、民間住宅に関して外国人の入居が制約されることのないよう宅地建物取引業者等への啓発に努めます。

イ 国・県とも連携し、外国人に公平・公正な労働条件が適用されるよう外国人雇用事業者への啓発に努めます。

#### (2) 教育

ア 外国人のもつ文化や習慣を理解する学習や、人種差別撤廃条約についての学習など、人権尊重についての理解を深めるための学習機会の提供に努めます。

イ 社会の変化に対応した教職員研修を実施し、教職員の意識啓発・指導力の向上に努めます。

#### (3) 人権意識の高揚と相互理解の促進

ア 人権啓発パンフレットの作成・配布、講演会の開催など人権啓発事業を引き続き展開し、啓発指導員による企業・団体などへの人権啓発機会を充実します。

イ 国・県・人権擁護委員・弁護士会等と連携し、人権問題の啓発に努めます。

ウ 社会の変化に対応した職員研修を実施し、職員の意識高揚に努めます。

## 4 外国人市民の社会参画の促進と共生意識の高揚

### (1) 教育

ア 広島市教育振興基本計画に基づき、人権教育、国際交流、国際理解教育等の取組みを進めます。

イ 社会教育施設の周知を図るとともに、外国人の日本語能力の向上や日本の生活文化、習慣等の理解促進の事業を進めます。

ウ 外国人市民と日本人市民とが相互に交流できる場の提供に努めます。

### (2) 人権意識の高揚と相互理解の促進

ア 多文化共生について理解と認識を一層深めるよう、市民はもとより企業・団体などへの啓発活動を行うとともに、多文化共生に関する理解や交流のあり方を検討します。

イ <sup>\*</sup>ユニバーサルデザインの行政・企業等への普及を図ります。

ウ 市民間相互交流事業を推進するとともに、各事業への外国人市民の参画を一層進めます。

エ 行政、市民及びボランティア団体等との連携を強化します。

### (3) 留学生支援

ア 留学生が日本語と生活習慣・文化を学習できる機会を拡充します。

イ 留学生と地域住民との交流機会を拡充します。

### (4) 市民施策の推進と社会参加

ア 外国人市民の意見が市政に反映されるよう、外国人市民の意見等を聴く機会と場の確保に努めるとともに、これらに関する情報を提供します。

イ 地域イベント、コミュニティ活動の情報を提供するなど、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境の整備に努め、地域事業の実施に当たっては外国人の参画機会の拡充に努めます。

## 用語解説

### 世界人権宣言（はじめに）

人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めるもので昭和23年（1948）年12月10日の第3回国連総会において採択された。

なお、昭和25年（1950年）の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行なうことが決議された。

### 国際人権規約（はじめに）

世界人権宣言の精神に基づき、それを法的拘束力を持つよう条約化したもの。昭和41年（1966）年12月に国連総会で採択された条約。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約についての選択議定書」の3つの条約の総称。日本は、A規約・B規約について昭和54年（1979）年6月に批准している。

### 難民条約（難民の地位に関する条約）（はじめに）

昭和26年（1951）年に「難民及び無国籍者に関する国際連合全権会議」において採択された条約で、難民の定義、難民保護のための行政措置、送致・送還の禁止の原則が定められた。日本は昭和56年（1981）年10月に批准し、これを契機に「出入国管理令」を改正し、「出入国管理及び難民認定法」によって、難民の認定手続きを定めた。

### 人権差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）（はじめに）

昭和40年（1965）年12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等をすべての適法な方法により遅滞なくとることを主な内容にしている。日本は平成7年（1995）年12月に批准している。

### 人権教育のための国連10年国内行動計画（はじめに）

平成6年（1994）年12月の国連総会において、平成7年（1995）年～平成16年（2004）年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行なう研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行なうよう提唱したもので、日本では平成9年（1997）年7月に人権教育のための国連10年国内行動計画推進本部（本部長：内閣総理大臣）から出された。

### ひろしまビジターズ・インダストリー戦略（はじめに）

観光客をはじめさまざまな目的で広島を訪れる来訪者（ビジターズ）や市内在住者も視野に入れ、都市の魅力づくりなど多方面にわたる施策を総合的、戦略的に展開することにより広島を活性化しようとするもので、庁内の検討チームが提案として平成15年3月にまとめた。

戦略では「ビジターズ倍増」という基本目標とともに、来訪者の視点での都市機能の充実、市民が主役の観光・交流の促進などを基本方針として掲げている。

### 多文化共生社会（はじめに）

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的ちがいを認め対等な関係を築きともに生きていく社会をいう。

### 広島市外国人市民施策懇談会（1ページ）

外国人市民の市政参加を促進し、市民と行政、外国人市民と日本人市民の協働による多文化共生社会づくりを推進するため、平成13年（2001年）5月に設置された。外国人市民施策に関する諸問題について協議し、市長に報告又は意見を述べることとしている。

### 特別永住者（3ページ）

外国人の行なう活動が我が国の社会に与える影響等を考慮し、適正な外国人の管理を行なうために定められた「出入国管理及び難民認定法」のうち、第二次世界大戦以前から日本に在留する朝鮮半島や台湾出身の人たちに、その背景を考慮して特別に安定した地位を与えることとして平成3年（1991年）11月に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法」によって認められた在留資格で、その活動、期間について制限されないもの。

### ニューカマー（3ページ）

前述の特別永住者以外の外国人を言う。平成2年（1990年）に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、ブラジルやペルーなどの日系移民子孫の二世・三世については単純労働も含め就労に制限のない定住者の在留資格で入国が可能という制度が導入されたことや、アジア・中南米諸国等からの外国人労働者、留学生、就学生、文化・学術・経済関係者、中国帰国者の家族、外資系企業駐在員などが増加している。

### 広島市住民投票条例（14ページ）

市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項（市の機関の権限に属しない事項、法令の規定に基き住民投票を行なうことができる事項（議会の解散請求、議員・市長の解職請求等）、特定の市民又は地域に関する事項など）について、一定数以上の署名を集めて、住民投票を実施する制度。

投票資格は、満18歳以上の日本人と永住外国人で、それぞれ引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳及び外国人登録票に記載及び登録されている者が対象。

## NPO（民間非営利団体・民間公益組織（19ページ）

Non Profit Organization（ノン プロフィット オーガナイゼーション）の略で、利益を追求することを目的としない自立した活動組織。財政規模の小さい非営利組織の法人格取得を容易にする特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年（1998年）12月に施行された。

## DV（20ページ）

Domestic Violence（ドメスティック バイオレンス）の略で、一般には夫やパートナーなど「親密な」関係にある男性から女性に対してふるわれる暴力をいう。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係や電話の内容を細かく監視するといった「精神的な暴力」、いやがっているのに性行為を強要するといった「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的な暴力」などが重なり合って起こることが少なくない。平成13年（2001年）には、DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が施行され、「保護命令」が盛り込まれた。

## 緊急医療に係る未払い医療費の補填措置（21ページ）

公的な医療保険に加入していない外国人や短期滞在者等が、不慮の傷病等により緊急な治療を救命救急センターで受け自己弁済できなかった場合、その未払い医療費について国・県・救命救急センター設置者が3分の1ずつ負担する制度。

## ユニバーサルデザイン（24ページ）

年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えてすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみ作りを行なうという考え方をいう。

広島市では、平成14年（2002年）10月に国・県参画の下に「広島市ユニバーサルデザイン協議会」を設置し、誰もが安全で快適に暮らせる都市基盤・生活基盤の整備を推進することとしている。